

(3) 北海道大学脳科学研究教育センター脳科学専攻教育プログラム内規

平成 15 年 9 月 25 日制定

(趣旨)

第 1 条 この内規は、北海道大学脳科学研究教育センター規程（平成 15 年海大達第 52 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、北海道大学脳科学研究教育センター（以下「センター」という。）の脳科学専攻において編成する教育プログラム（以下「教育プログラム」という。）に関し必要な事項について定めるものとする。

(履修資格)

第 2 条 教育プログラムを履修することができる者は、センターの兼務教員の担当する学院等の修士課程又は博士後期課程（医学院、歯学院、生命科学院臨床薬学専攻及び獣医学院にあっては博士課程。以下同じ。）に入学又は進学した者であって、指導教員の承認を得ることとする。

(授業科目及び単位)

第 3 条 教育プログラムの授業科目及び単位は、別表のとおりとする。

(授業科目の構成)

第 4 条 教育プログラムの授業科目は、大学院共通授業科目及び兼務教員の担当する学院等の授業科目により構成する。

(教育プログラムの履修方法)

第 5 条 教育プログラムの履修を希望する者は、修士課程又は博士後期課程に入学又は進学した年度の指定する期日までに、所属長に教育プログラムの履修について届け出るとともに、センター長に教育プログラムの履修を願い出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程又は博士後期課程の第 2 年次以降に在籍し、教育プログラムの履修を希望する者は、指定する期日までに所属長に教育プログラムの履修について届け出るとともに、センター長に教育プログラムの履修を願い出ることができるものとする。

(履修許可)

第 6 条 センター長は、前条第 1 項又は第 2 項の規定により履修を願い出た者について選考の上、履修を許可するか否かを決定する。

2 センター長は、前項の決定をしたときは、履修を願い出た者の所属長に通知するものとする。

(修了論文の作成)

第 7 条 教育プログラムを履修する学生（以下「履修学生」という。）は、教育プログラム修了論文（以下「修了論文」という。）を作成し、センター長に提出しなければならない。

2 前項の修了論文は、履修学生の所属学院等に提出する学位論文をもって充てる。

3 履修学生の修了論文の提出に当たっては、履修学生の所属学院等における指導教員の承認を得ることとする。

4 履修学生は、融合的な脳科学研究としての修了論文作成を促進する目的で、センターが企画し兼務教員が参加する研究発表会、講演会、シンポジウム等の行事に参加することができる。

(修了論文の審査)

第 8 条 修了論文の審査は、当該論文の内容が融合領域の脳科学分野の研究であるか否かについて、複数の学院等の兼務教員が審査する。

2 主任指導教員は、当該修了論文の審査結果をセンター長に報告するものとする。

(教育プログラムの修了要件)

第 9 条 教育プログラムの修了要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

(1) 教育プログラムの所定の授業科目を履修し、選択必修科目 8 単位以上を含む 14 単位以上を修得すること。

(2) 修了論文の審査に合格すること。

(3) 所属学院等における課程の修了が認められること。

(修了認定及び修了証書授与)

第10条 センター長は、履修学生のうち、前条に掲げる要件を満たした者について、運営委員会の議を経て、教育プログラムの修了を認定する。

2 センター長は、前項により修了を認定したときは、履修学生の所属長に通知するものとする。

3 センター長は、第1項により修了を認定した者に、脳科学専攻教育プログラム修了証書を交付する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、脳科学専攻の教育プログラムの実施に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この内規は、平成15年9月25日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年3月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成25年3月15日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成26年3月12日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年3月31日に本学大学院に在学し、改正前のセンター規程第9条に規定する教育プログラムを履修する者で、この内規の施行日以降引き続き当該教育プログラムを履修する者については、改正後の第1条、第10条及び第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年6月24日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年8月26日から施行する。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	授業科目	授業の方法	単位	備考	
選択必修科目	脳科学入門Ⅰ	講義	1	大学院共通授業科目	
	脳科学入門Ⅱ	講義	1		
	脳科学入門Ⅲ	講義	1		
	脳科学入門Ⅳ	講義	1		
	脳科学入門Ⅴ	実習	1		
	脳科学入門Ⅵ	講義/実習	1		
	脳科学研究の展開Ⅰ（講義）2025	講義	1		
	脳科学研究の展開Ⅰ（実習）2025	実習	1		
	脳科学研究の展開Ⅱ（講義）2025	講義	1		
	脳科学研究の展開Ⅱ（実習）2025	実習	1		
	脳科学研究の展開Ⅲ（演習）2025	演習	1		
	脳科学研究の展開Ⅳ-a 2025	演習	1		
	脳科学研究の展開Ⅳ-b 2025	演習	1		
	選択科目	Unlocking the Brain with MRI	講義		1
知識構造論特別演習 （環境認知の心理学2025-1）		演習	2		
知識構造論特別演習 （環境認知の心理学2025-2）		演習	2		
思考過程論特別演習 （認知神経科学の問題と方法2025-1）		演習	2		
思考過程論特別演習 （認知神経科学の問題と方法2025-2）		演習	2		
学習過程論特別演習 （音楽心理学の問題と方法2025）		演習	2		
学習過程論特別演習 （音楽心理学研究2025）		演習	2		
知覚情報論特別演習 （感覚・知覚研究2025-1）		演習	2		
知覚情報論特別演習 （感覚・知覚研究2025-2）		演習	2		
発達障害特論（視知覚認知過程）		講義	2	教育学院の授業科目	
発達障害特論（学習神経心理学 2025）		講義	2		
身体教育特論（運動制御論 2025）		講義	2		
数理解析学講義（カオスと複雑性）		講義	2	理学院の授業科目	
数理解析学講義（補間空間の理論）		講義	2		
数理解析学講義 （逐次的意思決定の理論と応用）		講義	2		
基本医学研究法Ⅰ		演習	1	医学院修士課程の授業科目	
基本医学研究法Ⅱ		演習	1		
医学研究法Ⅰ		演習	1	医学院博士課程の授業科目	
医学研究法Ⅱ		演習	1		
医理工画像解剖学		講義	1	医理工学院の授業科目	
医理工連携画像診断医学	講義	2			
総合医理工学研究Ⅰ （生物指標画像科学分野）	演習	2			
医理工連携機能画像診断・治療学	講義	2			
行動システム制御科学特論	講義	2	生命科学学院の授業科目		
医療薬学特論	講義	2			
生命科学特別講義Ⅳ	講義	1			
神経制御工学特論	講義	2	情報科学院の授業科目		
脳神経科学特論	講義	2			
実験研究方法特論	講義	2	保健科学院の授業科目		

選択必修科目
8単位を含む
14単位以上
を修得する
こと。